

平成26年度
事業計画書

社会福祉法人石狩市社会福祉協議会

基本方針「身近に感じる、開かれた社協を目指して」

100年に一度とも言われた世界的な金融・経済危機に伴う地域経済の悪化や、新自由主義的な政策の負の側面とも言える様々な社会システムのひずみなど、新たな課題が顕在化する一方で、地球環境問題や少子高齢化など、従来から認識されていた構造的な課題についても、本格的な取組が必要な、差し迫った課題とされています。

私たちの暮らしにおいても、環境・エネルギー問題、社会保障制度改革、消費税増税、燃料費の高騰と、先が見えない状況に、多くの人は、何かしらの不安を抱えながら生活しなければならず、「豊かな暮らし・地域づくり」という視点においても、これまでの発想や考え方を大きく見直していくことが必要とされています。

このような情勢の中、国では、「地方分権改革推進法」に基づき、地方分権改革推進委員会から、国から道、道から市町村への権限移譲等の見直しによる、地方の自由度の拡大、地方税財源の充実確保などが求められており。今後は、「地域のことは、地域が決める」という地域主権の確立に向けて、地方分権改革の具体の取組が進められています。

私たちが暮らす、石狩市においても、「地域防災・地域自治システム・地域ケア会議・地域支援事業」と「地域」をキーワードとした取り組みが多く行われており、「地域で出来ることは、地域で行う」ことが、市民一人一人に求められていることを強く感じます。

行政が行う、総体で縦で動く地域への取り組みに対し、石狩市社会福祉協議会は、小さな地域単位の実情や、そこに暮らす個人の生活状況等、単体に目を向け、必要な制度やサービス、社会資源等の繋ぎといった、横の動きを意識した事業の展開が必要と考えます。

地区社会福祉協議会、地域福祉懇談会とこれまで培ってきている、地域との関わりという強みを生かし、個別の地域課題、暮らしに係る困りごとの相談等、身近に感じていただくことのできる社会福祉協議会を目指し、各種事業を進めて参ります。

また、経営面においても、平成26年度は、浜益区5施設の委託最終年度が予定されていること、平成27年度、介護保険制度の改正が見込まれていること等、大きな変革期であり、中長期的な視点を持ち、今後の法人の方向性等を見出さなければならず、経営の安定を目指した意識の改革を取り進めて参ります。

さらに、限られた財源を最大限に生かし、効果的な事業を進めるにあたり、社協の果たす役割をしっかりと受け止め事業展開ができるよう、法人の理念、職員の意識、日常の業務を徹底的に見直し、組織の改革に努めて参ります。

事業計画重点項目

1. 地域福祉への新たな取組に向けて

石狩市地域福祉計画「りんくるプラン」最終年度を迎え、石狩市と協働で計画の評価を行うとともに、社協がこの計画推進で得た財産である「地域との関わり」を生かし、地域が抱える個別の課題やニーズの対応、平成27年度以降の計画策定に向けた提言等を積極的に進めます。

また、3年目を迎えるボランティアポイント事業については、説明会等の積極的な開催を継続し、ボランティア活動者や活動先の更なる拡充に努めるとともに、ボランティアセンターの機能充実にに向けた取り組みを進めます。

さらに、こうした社協活動の情報発信を、従来の広報誌、ホームページ等、既成の事実のみ頼ることなく、昨年度より実施している地域福祉新聞の内容充実に力を注ぎ、広く行うことができる広報手段の検討、相手方へ出向き、情報を伝える「営業的手段」を用いて、社協活動の効果的な情報発信に全力で取り組みます。

2. 新たな相談事業の着手

判断能力が落ちた方でも安心して地域で生活できるため実施されている「日常生活自立支援事業」を北海道社会福祉協議会から受託、同時に利用が増えることが予想される「成年後見制度」について、その担い手の育成や法人後見の受任を含めた体制づくりを石狩市より受託し、異なる両制度を繋ぎ、適切な支援を行える組織運営を進めます。

さらに、こうした新たな事業の付加価値として、従来実施している「住民よろず相談」「生活福祉資金貸付事業」を生かし、個人が抱える悩みや生活課題解決に向けて、制度を単体で捉えるのではなく、制度を繋ぐ視点を持って事業を進めます。

3. 介護保険制度改正と経営安定に向けた取り組み

平成27年度、介護保険制度の大きな改正が予定されており、新制度の概要から、当法人の介護保険事業の柱となっているデイサービスセンターの経営において、現状のままでは、大きな痛手となることが予測されます。

介護保険事業者として、今後の法人経営の安定に向けて、事業の選択や新たな事業への着手等、これまでの概念にとらわれず、事業の方向性を見出すための協議を進めます。

また、浜益区5施設においても委託が最終年度となることから、事業規模の縮小が見込まれており、安定した法人経営に向けて、新たな財源の確保に努めるとともに、適正な職員の配置を見直し、職員の処遇や人事制度の検討を進めます。

事業内容

「市民に開かれた社協活動・運営を目指して」

1. 法人運営事業

1-1 理事会並びに評議員会の適正な開催【継続】

定款に基づき、法人の重要な事項を協議・決定する理事会並びに評議員会を開催し、法人の適正な運営と事業の推進を取り進めます。また、内部監査並びに外部監査により法人運営の適正化を図ります。

- (1) 三役会議（会長・副会長会議）の適時開催
- (2) 理事会の適時開催
- (3) 評議員会の適時開催
- (4) 内部監査の実施：社協監事により四半期毎に実施
- (5) 外部監査の実施：委託税理士により毎月実施

1-2 社協会費と寄付金の理解に向けた取り組み【継続】

地域福祉事業を展開する上で社協会費及び寄付金は貴重な自主財源であり、地域福祉事業に対する地域の理解と協力を求め会員加入の促進を図ります。

- (1) 一般会費 町内会（自治会）長宅を訪問し、会費の理解と協力を求める。また、未加入の町内会に対し引き続き会員加入の理解と協力を求める。
- (2) 法人会費 各企業等に文書にて会費の理解と協力を求める。また、関係企業及び石狩湾新港企業等の新規会員の加入に努める。
- (3) 特別会費 各関係者に文書にて会費の理解と協力を求める。また、社協広報誌やホームページにおいて新規会員の加入に努める。
- (4) 施設会費 各施設に文書にて会費の理解と協力を求める。また、新設施設及び未加入施設等新規会員の加入に努める。
- (5) 寄 付 金 社協広報誌やホームページにおいて寄付の理解と協力を継続的に掲載する。

1-3 社会福祉法人新会計基準への移行【新規】

平成26年度から、新会計基準へ移行します。

新会計基準への移行にあたっては、会計基準が求めるコンプライアンスを確立することはもちろん、現在の会計事務そのものの見直しを行い、明瞭かつ効率的な事務を取り進め、会計の透明性に努めます。

また、新会計基準対応の会計システムによる、会計事務の変更については、実情を十分に捉え、不備・不正が起きることが無い牽制体制の構築と、正確かつ効率的な事務が進められるよう、随時協議を重ねます。

1-4 支所（厚田支所・浜益支所）の機能強化【継続】

地域にある身近な社協窓口としての機能の強化と、それぞれの地域事情、地域特性に応じた、安心・安全・福祉のまちづくりの前線基地として積極的に地域に出向いてまいります。

1-5 役職員による専門部会の設置【継続】

本会の運営や事業等について、その具体的な方策等の調査や研究、役職員の意見交換、事業の方向性等の協議を行う場として設置された専門部会を適時開催します。

- (1) 地域福祉専門部会
- (2) 介護保険事業等専門部会
- (3) 法人運営専門部会

1-6 企画運営会議の強化【新規】

各管理職で行っている月定例の企画運営会議において、特に、浜益区5施設の動向等の情報共有を強化し、理事会、評議員会、各専門部会の開催に向けては、事務局としての意識統一を図ります。

1-7 介護保険制度改正への準備【新規】

平成27年度介護保険制度改正に向け、専門部会による協議のほか、改正内容の調査や実情との比較検討を行い、介護保険事業の方向性や展開を協議するため、部所間を跨ぐ介護保険法改正検討チーム（仮称）を組織する。

1-8 人事諸制度の見直し【新規】

就業関係規則（規程）の内容、構成を再度見直し、嘱託、臨時職員の有り方を含め、新たな人事諸制度の構築に着手します。

1-9 事務関係諸制度の見直し【新規】

正確な事務を進め、事業を円滑に進めるため、適正な牽制体制の確立を目的に、決裁（専決）区分を始めとする事務関係諸制度の見直しを行います。

また、これらと並行し、必要な人員等を検証し、職員体制の見直しを行います。

「豊かな情報の共有と発信を目指して」

2. 企画広報事業

2-1 社協広報「ふれあい」の発行【継続】

市内における地域福祉活動をしっかり伝えられる広報をめざし、石狩市広報誌に折り込み年4回全戸配布を行います。

- (1) 5月号 平成26年度事業計画及び予算・他の施設と連携（予定）
- (2) 7月号 平成25年度事業報告及び決算・ふれあい広場の周知（予定）
- (3) 10月号 赤い羽根共同募金の周知・福祉大会の周知（予定）
- (4) 1月号 赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金の報告（予定）

2-2 インターネットによるタイムリーな情報発信【継続】

ホームページのほか、ツイッター、フェイスブック等拡散性を持った情報発信手段を有効活用し、タイムリーな情報の発信と新たな世代への興味関心を得る広報活動を実施します。

- (1) ホームページ：URL <http://www.ishikari-shakyo.org>
- (2) ボランティアセンター日記（ブログ）
- (3) ツイッター（各事業における日々の取組等の発信）
 - ・石狩市地域福祉“りんくるちゃん” (@ishi_fukushi)
 - ・石狩市ボランティアセンター (@ishikari_vc)
- (4) フェイスブック
 - ・石狩市地域福祉“りんくるちゃん”
 - ・石狩市ボランティアセンター
 - ・石狩市社協 東日本大震災募金受付状況

2-3 福祉情報の発信【継続】

地域福祉計画に基づき広報誌、ホームページ等により、各種事業並びに福祉制度等内容や活用方法についてのPRを実施します。

- (1) 民生委員及び児童委員活動
- (2) 地域包括支援センター等公的機関
- (3) 成年後見人制度及び日常生活自立支援事業
- (4) 地域交流事業等地域の主体事業

2-4 地域福祉新聞の発行（社協事業ポスター啓発）【継続】

身近な地域福祉事業を紹介する地域福祉新聞を隔月発行し市内店舗、町内会館等、生活に密着している場所30カ所以上への掲示をタイムリーに行います。

ポスターの掲示依頼は、新たなニーズ発掘や、情報の収集等の相乗効果を狙い、直接届けることに努めます。

また、新聞発行にあたっては印刷コストの費用対効果を十分に測定するとともに、担当する職員の紙面づくりに関するスキルアップに努めます。

「地域福祉活動の推進役として」

3. 福祉活動推進事業

3-1 地区社協活動・地域福祉活動の助成【継続】

地区社協活動支援を目的に、各地区社協に対し運営費・事業費を助成します。運営費については、予め定められている要綱に基づき世帯数により助成を行います。また、未組織化地区単位町内会福祉部等の活動を助成し、組織化への働きかけに努めます。

- | | | |
|------------------------------|----------|-----------|
| (1) 地区社協助成金年額（1地区）： | 運営費助成 | 1世帯あたり23円 |
| | 地域福祉活動助成 | 50,000円 |
| | 安否確認加算 | 5,000円 |
| (2) 単位町内会地域福祉活動助成金年額（1単位町内会） | | 20,000円 |

3-2 ふれあい給食サービス【継続】

食事の提供を手段とし、地域ボランティアとのふれあいを通じ独居等高齢者の孤立を防ぐ。また、年末は、歳末募金を財源とした特別食(年越し蕎麦)の配布や必要に応じ試食会を実施し担い手や対象者増を図り、利用者負担金 300 円で食事を提供し、利用者の増進を目指します。

- (1) 対象者：70 歳以上の独居もしくは高齢者夫婦世帯
- (2) 実施者：地区社協又は町内会(自治会)の役員、ボランティア、民生委員等
- (3) 回数：月 2 回を上限
- (4) 方法：対象者宅へお弁当を配る配食又は会館等での会食
- (5) 負担金：1 回 300 円
- (6) 食事：市内業者のお弁当 1 食 600 円

3-3 社会福祉大会【継続】

石狩市民が地域福祉について考える場として毎年 11 月に社会福祉大会(福祉講演会)を開催しています。式典においてはこれまで社協活動に貢献された方の表彰及び多額の寄付等に対する感謝状の贈呈式を実施します。

- (1) 表彰 基準日 10 月 1 日
 - ・役員、評議員、委員会委員の在任期間が 6 年以上
- (2) 感謝 基準日 10 月 1 日
 - ・経済的援助：寄付(物品等時価)が 1 件または継続し 5 万円以上、もしくは 10 年以上継続
 - ・労力的援助：社協活動への協力(個人 5 年・団体 10 年以上)

3-4 ふれあい広場いしかり【継続】

インクルージョンの定着をめざし、石狩市総合保健福祉センターにおいて、7 月にふれあい広場いしかりを開催します。ステージ催し、抽選会、市内福祉団体等による販売コーナーの設置、ふれあいを目的としたビアホールの開催等多くの参加者が集い、ふれあうことができるイベントを目指します。

開催にあたっては、社協役員・評議員、民生委員、地区社協関係者、ボランティア等で組織する実行委員会形式を採用し、各担当小委員会に分かれ、内容を協議し開催に向けて取り組みます。(平成 25 年度 3,500 名参加)

3-5 地区社協研修会の開催【継続】

各地区社協間の情報共有を目的とした連絡会議及び地域づくりについて、研修会を開催し地域づくりの実践について理解を深め、地区社協活動の活性化を図ります。

- (1) 地区社協連絡会議 : 年 1 回
- (2) 地区社協研修会 : 年 1 回

3-6 障がい者関係団体連絡会議・障がい者週間記念事業の開催協力【継続】

障がいの種別を越えた団体間の情報交換により、認識の共有、連携強化を図ることを目的に「障がい者関係団体連絡会議」を開催します。

また、団体活動のPRを目的に石狩市総合保健福祉センターロビーでの作品展や交流事業を実施します。

- (1) 障がい者関係団体連絡会議：市内障がい者関係団体（知的・身体・視覚・聴力等）による情報交換を実施し、記念事業の内容について協議し実施に向けて取り進める
- (2) 障がい者週間記念事業：福祉大会での展示(出店)及び12月に作品展と「交流もちつき大会」の実施

3-7 石狩市地域見守りネットワークの啓蒙・啓発【継続】

見守りネットワーク概念図を例示として活用し、地域に見守りの仕組みを広め、安心・安全・福祉のまちづくりを進めて参ります。また、地域福祉懇談会での意見を反映し、それぞれの地域が地域特性にあった安心の仕組みづくりを地域と共に考えます。

3-8 福祉調整員（地域福祉コーディネーター）養成研修【継続】

見守りネットワークの中核であり地域内で調整や連絡役である福祉調整員が、課題整理の仕方や地域組織・社会資源の活用方法など、福祉調整員としてより活動が資する様な実践的な研修会を開催します。

なお、福祉調整員の役割は法で定められた民生委員の活動と一致することから福祉調整員は民生委員に協力をいただき、その役を担っていただいております。

3-9 福祉協力員（地域福祉サポーター）研修並びに登録【継続】

実際に地域で見守りや身近な支援者として活躍いただく方がたを福祉協力員とし、実践的な見守り方法が身に付く研修会を実施、地域の求めに応じ本会に登録し登録証を発行します。

3-10 地域福祉協力店舗の拡大【継続】

地域福祉事業財源の確保を目的に募金箱を設置していただける地域福祉協力店舗数の増を図ります。募金は現金募金のほか、ハイスタンプ会の協力によりハイスタンプによる募金を同時に行います。また、ハイスタンプ会以外にも協力店を得るように努めます。

3-11 地域福祉懇談会の開催【継続】

社協の顔を見ていただける絶好の機会と捉え、地域福祉関係者との連携をより強めることを目的に、町内会長や地区社協役員、民生委員児童委員、高齢者クラブ役員、地域ボランティア等を対象とした地域福祉懇談会を実施します。懇談会の実施にあたっては、担当職員が地域へ伺い、社協事業や地域における課題について意見交換をする場とします。

3-12 いしかり来いこいサロン（ふれあいサロン）の設置【継続】

世代間の交流を目的に、各世代の方々が、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるようふれあいサロンの設置を進めます。

高齢者や地域住民が気軽に集い、交流を深めることにより、高齢者の閉じこもりや寝たきりを予防する等の生活支援を図ります。

3-13 石狩市の健康づくり事業への協力【継続】

石狩市が実施するウォーキング事業等の健康づくりを目的とした事業の周知等の協力を努めます。

3-14 救急医療情報キットの活用支援【継続】

体調異変などの緊急時に緊急連絡先・主治医等を救急機関に伝える「救急医療情報キット」は概ね全戸に配布されたところですが、転入者等で支給を受けていない方等に追加配布を行います。

- (1) 情報内容：主治医(医療機関)・緊急連絡先、生年月日
- (2) 保管方法：専用容器を冷蔵庫へ保管
- (3) 配布方法：町内会(自治会)と連携し配布
- (4) 周知等：広報等で活用や未配布世帯へ呼びかける。また活用パンフレットを使用しまとめ周知・理解に役立てる

3-15 民生委員・児童委員連合協議会との協働【継続】

地域福祉の最前線に位置し、その推進役である、民生委員・児童委員と協力し車の両輪として地域福祉推進に努めます。

3-16 高齢者等訪問事業【再開】

民生委員・児童委員の改選期を終えた最初の年度となることから民生委員・児童委員連合協議会に対し高齢者等訪問事業にかかる助成を行います。

「誰もが一つのボランティア活動を目指して」

4. ボランティア活動事業

4-1 ボランティアセンター運営【継続】

ボランティアコーディネーターを養成・配置し、ボランティア登録者の各種研修会参加の働きかけ等により、ボランティア登録者のスキルアップ及びボランティアセンターの機能充実に努めます。

4-2 ボランティア情報の提供【継続】

ボランティア情報の発信を目的に、ボランティアニーズ等を掲載した『愉快的仲間』を月1回発行し、ボランティア活動参加の働きかけを行います。

また、ボランティア登録者の拡充と合わせ新たなボランティア活動先の掘り起こしに努めます。

4-3 ボランティアグループの育成【継続】

各福祉事業で活躍するボランティア活動の継続を目的に、ボランティアグループへの参加の呼びかけや新たなグループの立ち上げを働きかけます。

- (1) ボランティア連絡協議会助成並びに事務局支援
- (2) 厚田、浜益区におけるボランティアグループの立ち上げへの働きかけ

4-4 ボランティア活動指定校の助成【継続】

石狩市内小中学校及び高校に対し、ボランティア活動指定校助成希望調査を実施し、活動を行う学校に対し、その活動費用の一部を助成します。

- (1) 1校あたりの助成金額(年額) 児童生徒数に応じ上限 40,000 円

4-5 声のお便り【継続】

市内在住の視覚障がい者に対し石狩市広報等を朗読したカセットテープの無償貸出を実施する。録音は石狩朗読ボランティアの会が行い、社協は送付作業と運営助成を行います。

- (1) 石狩朗読ボランティアの会運営助成
- (2) 対応メディアの拡大を目指す

4-6 ボランティアスクール・登録ボランティア交流事業の開催【継続】

ボランティア活動に係る基本姿勢や基礎知識及びスキル向上を目的に、入門的講習会を実施。受講をきっかけにボランティア登録促進を図ります。

また、ボランティアセンター登録者を対象にした、様々な視点でのボランティア活動等の周知や情報共有を図ることやボランティア登録者相互の交流や情報交換を目的とした事業実施や全道研修会への参加呼びかけを実施します。

4-7 シニアボランティア講習会【継続】

シニア世代を対象としたボランティアの講習会の開催やボランティアセンターの機能を分かりやすく案内し、ボランティア人材の拡充に努めます。

4-8 災害ボランティア関連事業【継続】

地震等災害発生時、社協内に「災害ボランティアセンター」を設置し、全国から駆けつけた多種多様なボランティアを効果的かつ迅速・円滑に活動できるよう、また、市民が被災地に赴き円滑に活動できるよう講習会等を実施します。

- (1) 講習会の開催：災害ボランティア研修会
- (2) 災害ボランティア展示パネルの活用

4-9 小中学生ボランティアの育成【継続】

市内小中学校等との連携のもと、福祉やボランティアをより身近なものとするを目的に、昨年定めた児童や生徒を対象とした福祉体験プログラムを用いて、学校に出向いた福祉教室の開催に努めます。

また、平成 25 年度から開始した市内小中学校に対するスクールボランティアポイント制度も利用いただき児童・生徒が少しでも福祉やボランティアに関心を持ってもらうよう努めます。

4-10 イベント時ボランティアセンターの開設【継続】

石狩市内で行われる大きなお祭りやイベント等へ参加（出展）し、イベント時ボランティアセンターを開設します。

イベント時ボランティアセンターでは、ボランティアの相談の窓口のほか、ボランティ

アセンターを身近に感じることのできる広報活動等を実施します。

また、石狩湾新港開港 20 周年に関連したイベントにも対応することといたします。

4-11 高齢者（障がい者）疑似体験教室の開催【継続】

ボランティア育成を目的に、高齢者疑似体験セットの体験教室の実施に努めます。

- (1) イベント時ボランティアセンターでの開催
- (2) ボランティア入門教室と連携
- (3) 小中学生の福祉体験学習での開催

4-12 ボランティアポイント事業（石狩市受託）【継続】

新たなボランティアの発掘、やりがいや達成感といった活動に対する励みとなるよう、活動に対するポイント付与制度を通じ、ボランティア活動の活性化を図ります。

- (1) 対象活動：ボランティアセンターが調整する事業
- (2) 保 険：ポイント制度登録者用保険（福祉サービス総合補償）
- (3) ポイント付与：概ね 30 分の活動で 1 ポイント（上限 1 日 4 ポイント）
- (4) ポイント交換：1 ポイントでハイスタンプ 10 枚と交換（未成年者には他の特典と交換）
- (5) 説 明 会：地域会館等での説明会の実施

4-13 被災地支援関連事業【継続】

震災から 3 年を経過し被災地のニーズは変化しており、ボランティアバス「石狩サーモン号」で培った、大槌町社協等との「絆」を生かし、情報収集を行い今我々が出来る活動を必要に応じて実施します。

4-9 のスクールボランティアポイントにおいては石狩の子供たちのポイントで大槌町の学校に寄与できる様な仕組みで運営いたします。

「安心・安全の地域での生活を目ざして」

5. 権利擁護・成年後見事業

5-1 日常生活自立支援事業の受託【新規】

現在、北海道社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業について、本年度中に北海道社会福祉協議会から受託し、より身近な事業となる様に努めてまいります。

5-2 成年後見制度に係る受託【新規】

今後、利用者の増が予想される成年後見制度に関し、市町村の責務とされた市民後見の育成や法人後見の受任等を踏まえ、石狩市から成年後見制度にかかる業務を受託し、5-1 の日常生活自立支援事業と連動しながら、より安心なまちづくりを目指します。

「気軽に足を運べる相談窓口を目指して」

6. 心配ごと相談事業

6-1 住民よろず相談所の設置【継続】

地域の困りごとから、専門相談窓口への架け橋として、民生委員の協力を得て「住民よろず相談所」を設置します。

また、気軽に相談できる体制を目的に、電話相談を実施します。

(1) 相談員：民生委員

(2) 開設：毎週木曜日 石狩市総合保健福祉センター

第三木曜日 社協厚田支所（厚田保健センター）

〃 社協浜益支所（高齢者生活福祉センター）

6-2 よろず相談員研修会の開催【継続】

多種多様化する相談ニーズに対応するため、時代背景や地域の課題等に沿った具体的なテーマ（生活困窮者の餓死問題等）を設定し相談員のスキルアップにつながる研修会を実施します。

「きめ細やかな生活支援活動を目指して」

7. 在宅福祉サービス事業

7-1 重度身体障害者訪問入浴サービス（石狩市受託）【継続】

家庭での入浴が困難な在宅の重度身体障がい者に対し、入浴サービスの提供により、健康と保健衛生の向上を目的とした「石狩市重度身体障害者訪問入浴サービス」を受託します。

(1) サービス提供事業者 三井ヘルスサービス(株)

7-2 訪問サービス（石狩市受託）【継続】

独居高齢者が安心して日常生活を営めることができるよう、週3回乳酸菌飲料を配布しながら高齢者宅を訪問し、安否確認を実施し、高齢者等の事故防止を目的とした「石狩市訪問サービス」を受託します。

(1) サービス提供実施者 札幌ヤクルト販売(株)

(2) サービス提供地域 旧石狩市地区（生振・高岡地区を除く）

7-3 食の自立支援サービス（石狩市受託）【継続】

調理、栄養管理が困難な、独居高齢者、高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、食事サービスの提供(配食)により、安否の確認や健康な食生活が営めることを目的とした「石狩市配食サービス事業」を受託します。

(1) サービス提供実施者 (株)日総

7-4 寝たきり高齢者等ふとんクリーニングサービス（石狩市受託）【継続】

在宅の寝たきり高齢者等の快適な生活環境の提供を目的とした「石狩市寝たきり高齢者等ふとんクリーニングサービス」を受託します。

(1) サービス提供実施者 (有)なぎさりファイナリー

7-5 寝たきり高齢者等理容サービス（石狩市受託）【継続】

在宅の寝たきり高齢者等の清潔の保持を目的とした「石狩市寝たきり高齢者等理容サービ

ス事業」を受託します。

- (1) サービス提供実施者 市内理容業者・花川美容分会

7-6 福祉機器等の貸与【継続】

在宅福祉や地域福祉活動の側面的支援を目的とし、各種福祉用具等の無償貸与を実施します。また、ふれあいサロン事業等地域で利用いただけるレクリエーション等用具の充実を図ります。

- (1) 車いす
- (2) 高齢者疑似体験セット
- (3) 行事用テント
- (4) 杵並びに臼
- (5) 各種レクリエーション等用具

7-7 福祉車両の貸与【継続】

施設入所者の外泊等による送迎や、在宅高齢者の通院等に一時的に福祉車両(車いす対応)が必要な際に、実費負担(燃料代)による福祉車両の貸与を実施します。

- (1) 貸出対象車両
ダイハツムーヴ(福祉車両)
トヨタライトエースノア(福祉車両)
ホンダステップワゴン

「笑顔で行き交う活動拠点施設を目指して」

8. 石狩市総合保健福祉センター管理運営事業

8-1 石狩市総合保健福祉センター管理運営【継続】

石狩市総合保健福祉センターの指定管理者(平成25年度～平成28年度)として、多くの方が気持ち良く利用できる施設運営を実施します。

- (1) 管理方針の作成
- (2) 利用者対応の強化(接遇強化)
- (3) 環境面への配慮(節電・節水)
- (4) ふれあいロビーの有効活用(展示会・演奏会)

8-2 会議室等の稼働率向上【継続】

会議室の稼働率向上を目指し、会議室の環境整備や企業等へのPRに努めます。

- (1) 社協ホームページ、広報誌によるPR
- (2) 会議室の適時清掃(机・椅子・カーペット)
- (3) 机、椅子等数量の定期的確認

8-3 ふれあい喫茶の開設【継続】

施設サービスの一環として、ロビーでの休憩や、会議等へコーヒーやジュースを提供するふれあい喫茶を開設します。

ふれあい喫茶の運営は、石狩市ボランティア連絡協議会の協力を得、施設総合案内の機

能も担い、市内障がい者関係事業所・団体が手がけた製品を販売する「福祉の店」を開設します。

「健康で楽しい生活支援を目指して」

9. 花川北憩の家事業

9-1 石狩市花川北憩の家管理運営【継続】

60歳以上の石狩市民がいつでも気軽に利用できる施設としての機能を果たすため、石狩市高齢者生きがい福祉施設「花川北憩の家」の管理運営を実施します。

9-2 高齢者生きがいづくり対策事業（石狩市受託）【継続】

高齢者の健康づくりや新たな趣味づくりにより、健やかな生活が営めるよう事業を実施します。年間参加者の募集は石狩市広報誌にて行います。

- (1) りんくる陶芸教室（60歳以上）
- (2) 寿ふれあい農園（65歳以上：樽川・花畔2箇所設置）

「その人らしい生活の場としての施設運営を目指して」

10. 特別養護老人ホーム事業

10-1 “石狩市特別養護老人ホーム はまますあいどまり” 施設概要

- (1) 所在地：石狩市浜益区実田 93 番地 17
- (2) 種 別：地域密着型老人福祉施設
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- (3) 定 員：20 名（短期入所 3 名）

10-2 施設運営方針

- (1) 施設サービス計画に基づき、健康で安心して生活できるサービスの提供を念頭において、入浴・排泄・食事の介助・相談及び援助社会生活上の便宜供与、その他の生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、入所者各自が有する能力に応じ自立した日常生活が営めることを目的に支援を実施します。
- (2) 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った施設サービスの提供を実施します。
- (3) 家庭や地域との結びつきを重視して明るい雰囲気醸成し、他の事業者、施設、サービス提供者と密接な連携に努めます。
- (4) 介護保険制度の改正や基準の変更、介護報酬の改定など法令や基準、通達などを常に監視し、コンプライアンスの確保に努めます。

10-3 事業内容

- (1) 入 浴（週 2 回以上・特殊浴槽対応可・シャワー浴可）
- (2) 食 事（朝食：8 時～ 昼食：12 時～ 夕食：18 時）
- (3) 排 泄（トイレ誘導・ポータブルトイレの介助等）

- (4) 金銭管理（希望により実施）管理料 1 日当たり 50 円
- (5) 機能訓練（個別及び集団訓練の実施）
- (6) 余暇活動（映画鑑賞、お茶会等定期的な実施）
- (7) 嘱託医師（浜益国保診療所）
- (8) 歯科医院（東彩会浜益歯科診療所）
- (9) 協力医院（恵愛会茨戸病院・浜益国保診療所）
- (10) 理 美 容（月 1 回実施）自己負担額 1,000 円

10-4 年間施設行事

季節に応じた行事を取り入れた年間行事計画を作成し、入所者の生活にメリハリのある施設行事の実施に努めます。

「安心して生活が営める家族のような支援を目指して」

11. 認知症高齢者グループホーム “はまます なごみ”

11-1 “石狩市認知症高齢者グループホーム はまますなごみ” 施設概要

- (1) 所在地：石狩市浜益区実田 93 番地 17
- (2) 種 別：認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
- (3) 定 員：7 名

11-2 施設運営方針

- (1) 認知症に伴う症状を職員が理解し、その方らしく、自由にゆったりと過ごしていただけるよう、また、利用者の方々がお互いに助け合い、可能な限り自立生活に向けた支援を実施します。
- (2) 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った施設サービスの提供を実施します。
- (3) 家庭や地域との結びつきを重視して明るい雰囲気醸成し、他の事業者、施設、サービス提供者と密接な連携に努めます。
- (4) 介護保険制度の改正や基準の変更、介護報酬の改定など法令や基準、通達などを常に監視し、コンプライアンスの確保に努めます。

11-3 事業内容

- (1) 入 浴（週 2 回以上・特殊浴槽対応可・シャワー浴可）
- (2) 食 事（朝食：8 時～ 昼食：12 時～ 夕食：18 時）
- (3) 排 泄（トイレ誘導・ポータブルトイレの介助等）
- (4) 金銭管理（希望により実施）管理料 1 日当たり 50 円
- (5) 機能訓練（定期的な集団訓練の実施）
- (6) 余暇活動（映画鑑賞、お茶会等定期的な実施）
- (7) 嘱託医師（浜益国保診療所）
- (8) 歯科医院（東彩会浜益歯科診療所）

- (9) 協力医院（恵愛会茨戸病院・浜益国保診療所）
- (10) 理美容（月1回実施）自己負担額1,000円

11-4 年間施設行事

季節に応じた行事を取り入れた年間行事計画を作成し、入所者の生活にメリハリのある施設行事の実施に努めます。

また、夏祭り等大きな行事は、特養部門と合同し効率的に進めます。

「心のこもったサービスの提供を目指して」

12. 老人デイサービスセンター事業

12-1 “石狩市花川北老人デイサービスセンター” 事業所概要

- (1) 所在地：石狩市花川北6条1丁目41番地1
- (2) 種別：通所介護・介護予防通所介護
- (3) 定員：35名

12-2 “石狩市花川南老人デイサービスセンター” 事業所概要

- (1) 所在地：石狩市花川南5条3丁目109番地
- (2) 種別：通所介護・介護予防通所介護
認知症専用通所介護・介護予防認知症専用通所介護
- (3) 定員：通所介護30名・認知症専用12名

12-3 “石狩市はまますデイサービスセンター” 事業所概要

- (1) 所在地：石狩市浜益区浜益2番地4
- (2) 種別：通所介護・介護予防通所介護
- (3) 定員：通所介護15名

12-4 事業所運営方針

- (1) 利用者は、「お客様であり人生の師である」と考えて来て頂いた感謝の念を表します。
- (2) 是非また来たい（会いたい）と感じさせるような対人関係づくりに努める。
- (3) サービスは、量的より資質向上を優先します。
- (4) 個人に合わせた、必要最小限の支援で自立意欲を重んじます。
- (5) 介護保険制度の改正や基準の変更、介護報酬の改定など法令や基準、通達などを常に監視し、コンプライアンスの確保に努めます。

12-5 事業内容

- (1) 送迎サービスの実施（玄関から玄関まで送迎サービスの実施）
- (2) 健康チェックの実施（血圧測定等健康チェック・健康相談）
- (3) 入浴サービスの実施（花川北・南デイは特殊浴槽対応可）
- (4) 給食サービスの実施（食べやすく暖かみのある食事の提供）
- (5) 個別機能訓練、日常動作訓練、レクリエーションの実施

- (6) 生活相談（利用者、家族の悩み事や福祉サービスの相談）
- (7) 個別介護計画作成の実施（計画に沿ったサービス提供）
- (8) サービス評価、苦情処理の仕組みの構築

12-6 年間行事

- (1) 全員参加型の体操後、利用者選択式の運動レクリエーション、手工芸を中心とし、また季節感のある外出レクリエーション（散歩、公園散策等）、楽しみながら身体機能の低下を防止できるようなプログラムを提供していく。更に積極的にボランティアグループ等の協力をお願いしながらデイサービス以外の対人関係作りの場も提供します。
- (2) 個別機能訓練に関しては各職員が協力のもと、作成した個別機能訓練計画に基づいて利用者一人ひとりに合った機能訓練を実施し評価していく。また本人、家族、担当ケアマネージャーへ個別機能訓練計画を配布します。
- (3) デイサービス開所日以外で利用者と家族による日帰り行事や講師を招き介護者教室を実施し在宅生活を送っていくうえで困っている事等について意見交換の場となる家族介護者教室を実施します。

「地域と家庭をつなぐサービス提供を目指して」

13. 訪問介護事業

13-1 “訪問介護事業所 はまます” 事業所概要

- (1) 所在地：石狩市浜益区浜益2番地4
- (2) 種 別：訪問介護・介護予防訪問介護（身体介護・生活援助）

13-2 事業所運営方針

- (1) 浜益区をサービス提供エリアとする唯一の訪問介護事業所として地域と良好な関係のもと、地域で元気に末永く生活が営めるよう、家庭的なサービス提供に努めます。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った居宅サービスの提供を実施します。
- (3) 家族や地域との結びつきを重視して明るい雰囲気醸成し、他の事業者、施設、サービス提供者と密接な連携に努めます。
- (4) 介護保険制度の改正や基準の変更、介護報酬の改定など法令や基準、通達などを常に監視し、コンプライアンスの確保に努めます。

13-3 事業内容

- (1) 身体介護：食事介護・入浴介助・排泄介助・清拭・部分浴
- (2) 生活援助：買物・調理・掃除・洗濯
- (3) サービス評価、苦情処理の仕組みの構築

「笑顔でつなぐ相互関係での支援を目指して」

14. 居宅介護支援事業

14-1 “ケアプランセンター社協いしかり” 事業所概要

- (1) 所在地：石狩市花川北6条1丁目41番地1
- (2) 種 別：居宅介護支援事業

14-2 事業所運営方針

- (1) 利用者や家族、関係機関との信頼関係の構築に努め、利用者や家族のニーズに沿った支援を実施します。
- (2) 一段階上の居宅介護支援事業所の運営を目指し、主任介護支援専門員を配置し、特定事業所へ向け人員配置等見直しを実施します。
- (3) 介護保険制度の改正や基準の変更、介護報酬の改定など法令や基準、通達などを常に監視し、コンプライアンスの確保に努めます。

14-3 事業内容

- (1) ケアプラン作成事業
- (2) 予防プラン作成事業（地域包括支援センター受託）
- (3) サービス評価、苦情処理の仕組みの構築

「公正・中立・正確な調査を目指して」

15. 介護認定訪問調査受託事業

15-1 “社会福祉法人石狩市社会福祉協議会” 事業所概要

- (1) 所在地：石狩市花川北6条1丁目41番地1
- (2) 種 別：指定市町村事務受託法人

15-2 事業所運営方針

- (1) 指定市町村事務受託法人として、公正中立な事業実施に努めます。
- (2) 調査対象者の状況を客観的に判断できる調査員のスキル向上をはかり、正確な調査実施に努めます。
- (3) 介護保険制度の改正や基準の変更、介護報酬の改定など法令や基準、通達などを常に監視し、コンプライアンスの確保に努めます。

15-3 事業内容

- (1) 介護認定訪問調査事業（石狩市・その他市町村受託）

「残存機能を生かした支援の提供とサービスの質向上を目指して」

16. 石狩市花川南ふれあいデイサービスセンター

16-1 事業所概要

- (1) 名 称：石狩市花川南ふれあいデイサービスセンター
- (2) 所在地：石狩市花川南5条3丁目109番地
- (3) 種 別：生活介護（基準該当事業所：身体障害者デイ）
- (4) 定 員：5名

16-2 事業所運営方針

- (1) 利用者・家族との信頼関係構築に努め、重度の障がい（肢体不自由）が有する方の在宅生活継続支援を目的に、必要とされるサービス提供を実施し、家族の介護負担軽減を図ります。
- (2) 利用者の残存機能を生かすことができるプログラムを実施し、利用者の役割を見出す支援に努めます。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った居宅サービスの提供を実施します。
- (4) 家族や地域との結びつきを重視して明るい雰囲気醸成し、他の事業者、施設、サービス提供者と密接な連携に努めます。
- (5) 障害者総合支援法改正や基準の変更、報酬の改定など法令や基準、通達などを常に監視し、コンプライアンスの確保に努めます。

16-3 事業内容

- (1) 送迎サービスの実施（玄関から玄関まで送迎サービスの実施）
- (2) 健康チェックの実施（血圧測定等健康チェック・健康相談）
- (3) 入浴サービスの実施（特殊浴槽対応可）
- (4) 給食サービスの実施（食べやすく暖かみのある食事の提供）
- (5) 日常動作訓練、レクリエーションの実施
- (6) 生活相談（利用者、家族の悩み事や福祉サービスの相談）
- (7) 個別介護計画作成の実施（計画に沿ったサービス提供）
- (8) 健康診断の実施（協力医療機関：医療法人ピエタ会石狩病院）
- (9) サービス評価、苦情処理の仕組みの構築

16-4 年間行事

季節に応じた行事を取り入れた年間行事計画を作成し、利用者の生活にメリハリのある施設行事の実施に努めます。

「安心して生活できる住環境の提供を目指して」

17. 居住サービス施設の運営（介護保険外施設）

17-1 “石狩市高齢者生活福祉センター（浜益居住サービスセンター）” 概要

- (1) 所在地：石狩市浜益区2番地4
- (2) 定 員：8名

17-2 “石狩市シルバーホームはまなか荘” 概要

- (1) 所在地：石狩市浜益区実田 93 番地 17
- (2) 定 員：8 名

17-3 事業運営方針

- (1) 共同生活によるコミュニティの形成を図り、居宅環境において生活することの生きがいを求める施設づくりに努めます。
- (2) 在宅生活において、緊急に保護が必要な方等の受入態勢を確保し地域包括支援センター等と密な情報交換のもと速やかな対応を実施します。

「世帯更生の支援を目指して」

18. 資金貸付事業

18-1 生活福祉資金貸付事業【継続】

北海道社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の相談・受付窓口として、相談者のニーズや生活状況を客観的に判断し、関係機関と良好な連携を図り、最良とされる貸付資金の紹介や世帯更生につながる支援を進める。

- (1) 生活福祉資金（総合支援資金等）
- (2) 臨時特例つなぎ資金

18-2 福祉金庫貸付事業【継続】

石狩市社会福祉協議会の独自事業として、低所得者に対し緊急的に生活資金が必要となった際、民生委員、石狩市との良好な連携を図り、5万円を上限に資金貸付を行い、生活意欲と福祉の向上に努めます。

- (1) 生命に関わる緊急的な資金の貸付
- (2) 生命に関わる緊急的な食料の提供
- (3) 生活保護受給までのつなぎ資金の貸付
- (4) 世帯更生につながる償還指導

18-3 貸付調査委員会【継続】

生活福祉資金及び福祉金庫の貸付・償還状況についての協議の場として貸付調査委員会を開催します。

- (1) 貸付・償還状況の報告
- (2) 貸付金償還免除・猶予の協議
- (3) 困難事例の協議
- (4) 道生活福祉資金への意見具申

「地域福祉の推進を目的とした共同募金会への全面支援」

19. 共同募金推進事業

19-1 石狩市共同募金委員会の事務局運営【継続】

地域福祉活動事業や市内福祉団体等の活動資源となる共同募金委員会の事務局を担い、開かれた共同募金活動の啓発に努めます。

- (1) 共同募金活動の推進（町内会・企業・学校等）
- (2) 募金集計・助成申請取りまとめ
- (3) 北海道共同募金会への報告
- (4) 理事会、評議員会及び審査委員会等会議の開催
- (5) 広報活動（社協広報誌と連動）
- (6) 歳末たすけあい募金運動の協力
- (7) 災害見舞金の交付事業の実施
- (8) 災害義援金の受付

「福祉増進の赤十字運動への全面支援」

20. 日本赤十字社北海道支部石狩市地区支援事業

20-1 日本赤十字社北海道支部石狩市地区の事務局支援【継続】

石狩市における日赤事務局の支援を実施し、総合的な人道支援である赤十字活動の啓発に努めます。

- (1) 赤十字運動を支える社資の拡充
- (2) 地域や家庭に役立つ救急法等講習会の開催
- (3) 住宅火災における災害物資配分の実施
- (4) 災害義援金の受付
- (5) 赤十字奉仕団の育成

「くつろぎと癒しの場として地域に根差した施設運営を目指して」

21. 浜益温泉（石狩市浜益保養センター）管理運営

21-1 収支バランスに向けた取り組み【継続】

これまでの浜益温泉ブランドの魅力発信の活動、築いてきた飲食事業、物販事業を検証しさらに工夫を凝らし、今後の収支の安定、改善をはかっていきます。

- (1) 売店コーナーは石狩、浜益の特産を中心とした、より魅力的な商品構成、アイテムの選定。PRコーナーとしての役割を高める。
- (2) 軽食コーナーは季節や客層に合わせたメニュー、浜益の郷土色を訴求できる特色あるメニューの開発。温泉事業拡大の柱としての役割期待。
- (3) 重点営業日、営業時間の再配分に応じた適切で効果的な人員配置。

21-2 サービス面の強化に向けた取り組み【継続】

お客様にまた行ってみたいと思っただけの好感度、満足度の充足を目標にソフト面の強化を継続していきます。

- (1) 「お・も・て・な・し」意識の向上（従業員の資質向上・意識の変革）
- (2) 軽食コーナーは利用客のニーズに応じたメニューの見直し、開発。
(季節感・地域特性・団体特性を指向した)

21-3 効果的な営業・企画・広報活動

地域資源、立地状況を捉え効率的、かつ効果が期待できる営業・企画・広報活動を展開します。優待料金に頼らない新しい魅力の創出活動、発信の工夫。

- (1) 地域特性の利用拡大（海水浴、キャンプ場。鮭釣り。黄金山などのアウトドア活動との連携強化）
- (2) 地場製品の販売（果樹組合・特産銘菓・民芸品）
- (3) 周辺施設と連携した新たな利用価値の創出（道民の森・増毛岩尾温泉）
- (4) 地域文化の紹介（浜益人形展・陶芸展・工芸展・文化講演会・自然教育レクチャールーム）
- (5) 団体客獲得に向けた営業活動の推進（既存の人脈資源。ロコミ）
- (6) ブランド力の向上を目指す積極的な広報活動（新聞、TVなどのパブリシティ主体）
- (7) ネット環境の有効活用（市、社協、観光協会ホームページなど）

22. その他事業

22-1 被災世帯見舞金の交付

石狩市内における被災世帯に対し、社会福祉法人石狩市社会福祉協議会災害見舞規程により見舞金の交付を実施します。

- (1) 対象：石狩市社会福祉協議会会員
- (2) 範囲：家屋の全焼
- (3) 見舞金：世帯あたり 20,000 円

22-2 福祉団体の協力・支援

各福祉団体の自立・自主運営に向け協力・支援をする。また地域福祉の推進に対し各団体と積極的に共働する。

- (1) 石狩市民生委員児童委員連合協議会事務局支援・協力
- (2) 石狩市高齢者クラブ連合会事務局支援・協力
- (3) 石狩市身体障害者福祉協会事務局支援・協力
- (4) 石狩市連合遺族会並びに石狩市遺族会事務局支援・協力
- (5) 厚田遺族会事務局支援・協力
- (6) 浜益遺族会事務局支援・協力
- (7) 石狩市視覚障がい者協会瞳会事務局支援・協力